

社会福祉法人つばめ福祉会 役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人つばめ福祉会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び実費弁償（以下「報酬等」という。）並びに出張旅費について定めることを目的とする。

(役員等の報酬等)

第2条 役員等の報酬等は、勤務形態に応じて次のとおりとする。

- (1) 常勤役員等（法人の業務が行われている間は、常に法人の業務に専念する役員等）については、報酬等を支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬等を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 実費弁償については、別表2に定める額
- (3) 本条第1項第1号の上限額については、別表3に定める額

(報酬等の支給方法)

第4条 理事長に対する前月分の報酬等の支給は、毎月21日に銀行振込みとする。ただし、支給日が土曜日、日曜日および国民の祝日（振替休日を含む）に当たるときは、その前日に支給する。

- 2 非常勤役員等に対する報酬等は、当該会議に出席した都度または当該会議以外の法人業務を実施した都度、現金支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(出張旅費)

第5条 役員等が法人業務のため出張する場合は、別表4により旅費等を支給することができる。

- 2 旅費と宿泊費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要に応じて事前に概算額を支払い、出張終了後に精算することができる。

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事に対しては、この規程に基づく報酬等及び出張旅費は支給しないものとする。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年6月26日から施行する。

別表 1. 非常勤役員等の報酬

(1) 理事長

名称	金額
理事長手当	月額150,000円

(2) 理事（理事長、専務理事を含む。）

業務内容	金額
理事会等会議への出席	日額10,000円
上記の他、法人業務のための出勤	日額10,000円

(3) 監事

業務内容	金額
監事監査、理事会等会議への出席	日額10,000円
上記の他、法人業務のための出勤	日額10,000円

(4) 評議員

業務内容	金額
評議員会等会議への出席	日額10,000円
上記の他、法人業務のための出勤	日額10,000円

別表 2. 非常勤役員等の実費弁償

内容	金額
上記別表 1 (2) から (4) に係る実費弁償	日額2,000円

※交通費の実費が、上記実費弁償の金額を超える場合には、その実費相当額を別途支払うことができる。

別表 3. 非常勤役員等の報酬の上限額

役職名	上限額（一人あたりの各年度の総額）
理事長	年額3,000,000円
理事（理事長除く）	年額100,000円
監事	年額100,000円
評議員	年額100,000円

別表 4. 役員等の出張に伴う旅費等の金額

旅費	宿泊費	報酬額	その他
実費	実費	日額10,000円	実費